

小樽市中部地域包括支援センター重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定事業所番号 第 0102000023 号)

当事業所は、ご契約者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいいただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

法人名	社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会
法人所在地	小樽市築港 1 1 番 1 号 ウイングベイ小樽一番街 4 階 小樽市総合福祉センター内
電話番号	0134-23-3653
代表者氏名	会長 近藤 眞章
設立年月日	昭和 42 年 3 月 24 日

2 事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防支援事業所
事業の目的	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは介護保険法令に従い、ご契約者（ご利用者）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス、福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮を行う。
事業所名称	小樽市中部地域包括支援センター 平成 19 年 1 月 1 日 小樽市指定 事業所番号 0102000023
事業所所在地	小樽市稲穂 2 丁目 2 2 番 1 号 経済センタービル 1 階
電話番号・FAX	電話番号 0134-24-2525 FAX 0134-24-2575
ホームページ	http:// www.otaru-shakyo.jp/
事業所長（管理者）	氏名 武本 真弓
開設年月日	平成 19 年 1 月 1 日

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業の実施地域

事業の実施地域	小樽市中部（手宮、末広町、梅ヶ枝町、錦町、清水町、豊川町、石山町、色内、長橋 1 ～ 2 丁目、稲穂、花園、港町、堺町、東雲町、山田町、相生町、富岡、緑）
---------	---

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
-----	---

営業時間	午前 9 時～午後 5 時
------	---------------

4 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	資格	人数	勤務状況/体制	職務内容
1. 管理者	主任介護支援専門員	1 名	兼務/常勤	管理業務及び事務
2. 保健師・看護師	保健師・看護師	1 名以上	専従/常勤	介護予防支援及び 介護予防ケアマネジメント
3. 社会福祉士	社会福祉士	1 名以上	兼務/常勤	
4. 主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	1 名以上	専従/常勤	
5. 介護予防支援担当	介護支援専門員	1 名以上	専従/常勤	

5 当事業所が提供するサービス内容と業務取扱い方針

(1) 提供するサービスの内容

①「介護予防支援」及び「介護予防ケアマネジメント」は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むために、適切な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当するサービス事業者等を定めた「介護予防サービス・支援計画書」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うサービスです。

②具体的には、次に掲げる業務を行います。

ア、あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状況、生活機能や健康状態、生活環境等を適切な方法により把握します。

イ、把握した内容と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、あなたの日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービスの他、各種の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスの利用等も含めた「介護予防サービス・支援計画書」を作成いたします。

ウ、介護予防サービスをはじめとした各種サービスの提供の状況や、あなたの心身の状況やご家族の環境について、「介護予防サービス・支援計画書」作成後も、継続的に把握・管理します。

エ、あなたの要支援認定及び事業対象者の申請についてお手伝いします。

(2) 業務取扱い方針

①「介護予防支援」及び「介護予防ケアマネジメント」の実施に当たっては、適切なアセスメント（利用者の解決すべき課題の把握）の実施により、あなたが目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、あなたやあなたの家族の意向を踏まえた具体的な目標を設定するとともに、介護予防の効果を最大限に発揮する自立に向けた目標志向型の「介護予防サービス・支援計画書」を作成します。

②介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、次の4つの視点を踏まえ「介護予防サービス・支援計画書」を作成します。

ア、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取組を支援します。

イ、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。

ウ、他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携や地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性をもった支援を行います。

エ、あなたの利便性向上ならびに事業者等の業務負担軽減等の観点から、書面で行うことが規定されている交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するもの）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法により交付する場合があります。

③介護予防サービス計画の作成にあたっては、あなたから担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業所・総合事業提供事業者の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者・総合事業提供事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

④指定介護予防サービス事業者・総合事業提供事業者に対しては、「介護予防サービス・支援計画書」に基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況等に関する報告を指定介護予防サービス事業者から月に1回聴取します。

⑤少なくとも、サービス提供開始月、サービスの評価期間終了月及びサービス提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回程度あなたのお宅を訪問し、面接させていただきます。

⑥あなたのお宅を訪問しない月は、特段の事情がない限り、指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所、総合事業提供事業所を訪問しての面接や電話等によりあなたに連絡し、モニタリング（介護予防サービス計画の実施状況の把握）を実施いたします。

なお、状況の変化があった場合等必要な場合については、あなたのお宅を直接訪問して面接を行いません。

⑦法令等に基づき、業務を指定居宅介護支援事業所に委託する場合においても、業務が適切に実施されるよう、「介護予防サービス・支援計画書」原案の内容を確認するとともに、必要に応じ指定居宅介護支援事業所に助言・指導を行います。

⑧介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、あなたの意思及び人格を尊重し、常にあなたの立場に立って、あなたに提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

⑨介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、小樽市、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

⑩介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、あなたの要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療との連携に十分配慮して行います。

⑪介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、自らその提供する介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

6 小樽市への届出

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを受けたことにつ

いて、速やかにその旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は、職員に問い合わせください。

7 費用

(1) 利用料

「介護予防支援」及び「介護予防ケアマネジメント」のサービスは、原則として、あなたの自己負担はありません。

ただし、介護予防支援については、あなたの保険料の滞納等により、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）に直接介護保険給付が行なわれない場合があります。

その場合、あなたには、次の利用料をお支払いただきます。

利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

介護予防支援費及び介護予防ケア マネジメント費（1月につき）	4, 420円
-----------------------------------	---------

※新規に指定介護予防支援を行なった場合は、3, 000円加算されます。

※新規に指定居宅介護支援事業所に指定介護予防支援を委託した場合は、委託連携加算3, 000円が加算されます。

(2) その他の費用

①交通費

無料です。

②申請代行手数料

あなたの希望により要支援認定申請（更新・区分変更申請を含む）に関する手続を無料で代行します。

③複写交付料

あなたの希望に応じて「介護予防サービス・支援計画書」及びその実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する実費をご負担いただく場合があります。

8 サービスの終了

あなたの都合によりサービスの利用を終了する場合は、サービスの終了を希望する日の10日前までに、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先名称：小樽市中部地域包括支援センター

連絡先（電話番号）：0134-24-2525

なお、あなたからの協力が得られず信頼関係を結べないために、適切な介護予防支援を実施できないときは当事業所から契約を解除する場合があります。

9 緊急時の対応

サービス提供中に、あなたの病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかにあなたの家族、主治医に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

10 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたの家族、小樽市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、

速やかに損害賠償を行ないます。ただし、その損害のうち、あなたやあなたの家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

1 1 苦情相談窓口

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等の必要な措置を講じます。

(1) 提供するサービスの内容

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

担当者 管理者 武本 真弓
電話番号 0134-24-2525

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小樽市役所福祉保険部 福祉総合相談室	所在地 小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号 電話番号 0134-32-4111
北海道国民健康保険団 体連合会	所在地 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目国保会館 電話番号 011-231-5161
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地 電話番号 011-241-3976

1 2 秘密保持

- (1) 事業者及び担当職員その他の事業者の従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密を漏らしません。
- (2) 事業者は、担当職員その他の事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていなければ、その個人情報を用いることができません。

1 3 虐待の防止について

当事業所は、「高齢者虐待防止法」の規定に従い、虐待の早期発見、あなたの人権の擁護、及び虐待の防止のために必要な措置を講じます。

1 4 第三者評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

1 5 お 願 い

- (1) あなたが病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を病院又は診療所にお伝えいただくようよろしくお願いいたします。
- (2) 当事業所（又は業務の一部を委託した指定居宅介護支援事業者）が交付する書類は、あなたの介護保険サービスの利用等に関する重要な書類ですので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。
- (3) 利用者・家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高い支援が提供できるよう以下の点についてご協力ください。
 - ・職員に対する金品等の心付けはお断りしています。
 - ・ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。
 - ・暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に当たり、上記のとおり説明しました。

令和 年 月 日

所在地 小樽市稲穂2丁目22番1号 経済センタービル1階
事業所名 小樽市中部地域包括支援センター
管理者名 武本 真弓

説明者職氏名

（業務の委託を受けた指定居宅介護支援事業者が説明を行った場合）

事業所

所在地

事業所名

管理者名

印

説明者職氏名

印

私は、事業者より上記の内容について説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

署名代筆者住所

氏名

印

代筆理由